

福山市上下水道局

2020年度

福山市公共下水道事業計画変更業務委託

福山市内一円

業  
務  
概  
要

公共下水道全体計画業務	1	式
下水道法事業計画変更業務	1	式
都市計画事業認可申請図書作成業務	1	式

# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 70 福山市 00-02.11.01(0)		凡例 Co …コンクリート      As …アスファルト DT …ダンプトラック    BH …バックホウ CC …クローラクレーン   TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
調査・計画業務					Y2C02 レベル1
公共下水道全体計画業務	1	式			Y2C0201 レベル2
単独公共下水道	1	式			Y2C020102 レベル3
汚水計画のみ	1	式			Y2C02010201 レベル4
基礎調査	1	式			V1000 00
基本事項の検討	1	式			単第0 -0001 表 V1001 00
汚水ポンプ場計画	1	式			単第0 -0002 表 V1002 00
終末処理場計画	1	式			単第0 -0003 表 V1003 00
	1	式			単第0 -0004 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
提出図書の作成	1	式			V1004 00 単第0 -0005 表
計画協議	1	式			V1005 00 単第0 -0006 表
公共下水道全体計画業務	1	式			Y2C0201 レベル2
流域関連公共下水道	1	式			Y2C020102 レベル3
汚水計画のみ	1	式			Y2C02010201 レベル4
基礎調査	1	式			V2000 00 単第0 -0007 表
基本事項の検討	1	式			V2001 00 単第0 -0008 表
汚水管きょ計画	1	式			V2002 00 単第0 -0009 表
汚水ポンプ場計画	1	式			V2003 00 単第0 -0010 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
提出図書の作成	1	式			V2004 00 単第0 -0011 表
計画協議	1	式			V2005 00 単第0 -0012 表
下水道法による事業計画業務	1	式			Y2C0201 レベル2
単独公共下水道	1	式			Y2C020102 レベル3
汚水計画のみ	1	式			Y2C02010201 レベル4
基本作業の確認	1	式			V3000 00 単第0 -0013 表
基礎調査	1	式			V3001 00 単第0 -0014 表
基本事項の検討	1	式			V3002 00 単第0 -0015 表
汚水ポンプ場計画	1	式			V3003 00 単第0 -0016 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
終末処理場計画	1	式			V3004 00 単第0 -0017 表
下水処理による水質向上の見通し	1	式			V3005 00 単第0 -0018 表
財政計画の策定	1	式			V3006 00 単第0 -0019 表
主要な施設の設置及び機能維持に関する中長	1	式			V3007 00 単第0 -0020 表
提出図書の作成	1	式			V3008 00 単第0 -0021 表
設計協議	1	式			V3009 00 単第0 -0022 表
下水道法による事業計画業務	1	式			Y2C0201 レベル2
流域関連公共下水道	1	式			Y2C020102 レベル3
汚水計画のみ	1	式			Y2C02010201 レベル4

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
基本作業の確認	1	式			V4000 00 単第0 -0023 表
基礎調査	1	式			V4001 00 単第0 -0024 表
基本事項の検討	1	式			V4002 00 単第0 -0025 表
污水管きょ計画	1	式			V4003 00 単第0 -0026 表
污水ポンプ場計画	1	式			V4004 00 単第0 -0027 表
財政計画の策定	1	式			V4005 00 単第0 -0028 表
主要な施設の設置及び機能維持に関する中長	1	式			V4006 00 単第0 -0029 表
提出図書の作成	1	式			V4007 00 単第0 -0030 表
設計協議	1	式			V4008 00 単第0 -0031 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
都市計画事業認可申請図書作成業務	1	式			Y2C0201 レベル2
単独公共・流域関連公共下水道	1	式			Y2C020102 レベル3
汚水計画のみ	1	式			Y2C02010201 レベル4
基本事項の打合せ	1	式			V5000 00
計画図	1	式			単第0 -0032 表 V5001 00
申請書	1	式			単第0 -0033 表 V5002 00
参考図書	1	式			単第0 -0034 表 V5003 00
まとめと照査	1	式			単第0 -0035 表 V5004 00
**直接人件費**	1	式			単第0 -0036 表



# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0037 表
その他製本費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
その他製本費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
その他製本費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
その他製本費					W1000
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費	1	式			YZZ0102 レベル2
電子成果品作成費	1	式			YZZ010201 レベル3
電子成果品作成費	1	式			YZZ01020101 レベル4
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務	1	式			S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0038 表
<b>** 直接原価 **</b>					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....		式			
<b>** 間接原価 **</b>					
<b>** 業務原価 **</b>					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					





# 施工単価表

基本事項の検討

V1001

単第0 -0002 表

頁0 -0012

1

式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技術者	0.6	人			
技師長	0.3	人			
主任技師	1.95	人			
技師 (A)	5.1	人			
技師 (B)	5.1	人			
技師 (C)	3.3	人			
技術員	1.8	人			
*** 単位当たり ***	1	式			



# 施工単価表

終末処理場計画

V1003

単第0 -0004 表

頁0 -0014

1

式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技術者	0.3	人			
技師長	0.9	人			
主任技師	2.4	人			
技師 (A)	1.8	人			
技師 (B)	2.1	人			
技師 (C)	0.9	人			
技術員	1.5	人			
*** 単位当たり ***	1	式			









# 施工単価表

基本事項の検討

V2001

単第0 -0008 表

頁0 -0018

1

式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技術者	0.67	人			
技師長	0.335	人			
主任技師	2.345	人			
技師 (A)	5.695	人			
技師 (B)	5.025	人			
技師 (C)	3.685	人			
技術員	2.01	人			
*** 単位当たり ***	1	式			





































































# 福山市公共下水道事業計画変更業務委託

## 標準仕様書

### 【一般仕様書】

#### 第1章 総則

##### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、福山市において、公共下水道事業を施行するに当たり、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

##### 1.2 一般仕様書の適用

業務の施行に当っては、「広島県設計業務等共通仕様書」を準用する。また、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

##### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

##### 1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

##### 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

##### 1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

##### 1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

##### 1.8 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 工程表 (ロ) 管理技術者届 (ハ) 完了届 (ニ) 業務委託料請求書等

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

##### 1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道）又は、上下水道部門（下水道））の資格、又は、RCCM（下水道）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

##### 1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

##### 1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞無く報告しなければならない。

#### 1.13 参考資料の貸与

発注者は、本業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 1.14 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

#### 1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

## 第2章 計画

### 2.1 一般事項

受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発総合計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

### 2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

### 2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

### 2.4 調査及び計画

受注者は、発注者より提供された資料、受注者の調査収集した資料及び関係者との打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」等に基づいて全体計画、事業計画を作成するものとする。

### 2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

## 第3章 照査

### 3.1 照査の目的

受注者は、調査・計画図書に誤りがなく、さらに業務の高い質を確保するために照査を行わなければならない。

### 3.2 照査の体制

- (1) 受注者は、遺漏なき照査を行うため、相当な技術経験を有する照査員を選任しなければならない。
- (2) 照査技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（総合技術監理部門（上下水道—下水道）又は、上下水道部門（下水道））の資格、又は、RCCM（下水道）の資格を有するものを配置すること。

### 3.3 照査内容

照査技術者は、提出図書について照査を行わなければならない。

## 第4章 提出図書

### 4.1

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ監督員と協議すること。

- |                                                     |        |       |
|-----------------------------------------------------|--------|-------|
| (1) 事業計画申請図書（単独公共・流域関連）                             |        |       |
| (イ) 事業計画書                                           | A 4判製本 | 各 4部  |
| (ロ) 事業計画説明書                                         | A 4判製本 | 各 4部  |
| (ハ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/25,000）                   |        | 各 4部  |
| (ニ) 主要な管きよの区画割施設平面図（変更箇所）（縮尺 1/2,500 程度）            |        | 各 4部  |
| (ホ) 主要な管きよ縦断面図（変更箇所）<br>（縮尺横 1/2,500 程度，縦 1/100 程度） |        | 各 4部  |
| (ヘ) 主要な管きよの流量計算書                                    |        | 各 4部  |
| (ト) ポンプ場容量計算書                                       |        | 各 4部  |
| (2) 事業計画申請図書の製本（単独公共・流域関連）                          | A 4判製本 | 各 15部 |
| (3) 事業認可申請図書                                        |        |       |
| (イ) 申請書                                             | A 4判製本 | 各 4部  |
| (ロ) 計画書                                             | A 4判製本 | 各 4部  |
| (ハ) 資金計画書                                           | A 4判製本 | 各 4部  |
| (ニ) 事業地を表示する図面                                      |        | 各 4部  |
| (ホ) 設計の概要を表示する図面                                    |        | 各 4部  |
| (4) 打合せ議事録                                          |        |       |
| (5) その他監督員に指示された資料                                  |        |       |
| (6) 電子成果品一式                                         |        |       |

## 第5章 参考図書

### 5.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省，農林水産省，環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）

## 【特記仕様書】

### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

### 2. 業務の内容

本業務は、本市における下水道全体計画（単独公共・流域関連）、下水道法事業計画（単独公共・流域関連）及び、都市計画事業の認可を変更するために必要な申請図書を作成する業務である。

#### 2-1. 主な変更内容

- (1) 計画年度・計画人口・計画面積等の見直しに伴う各種施設計画の見直し
- (2) 計画区域の変更
  - ①全体計画区域：アクションプランに伴う区域縮小
  - ②事業計画区域：アクションプランに伴う区域縮小及び供用開始済み区域の追加

#### 2-2. 対象区域

- (1) 単独公共下水道
  - ・全体計画面積：686.4 ha（112.1ha 縮小）
  - ・事業計画面積：624.5 ha（14.8ha 縮小）
- (2) 流域関連公共下水道
  - ・全体計画面積：9485.0 ha（1057.7ha 縮小）
  - ・事業計画面積：7980.7 ha（20.6ha 縮小）

尚、供用開始済み区域の増加等に伴い上記面積は変動する可能性あり。

## 2-3. 標準業務内容

公共下水道全体計画業務		下水道法による事業計画業務		都市計画事業認可申請図書作成業務
単独公共 污水計画のみ	流域関連 污水計画のみ	単独公共 污水計画のみ	流域関連 污水計画のみ	単独公共・流域関連 污水計画のみ
1 基礎調査 都市計画関連資料収集整理 污水計画関連資料収集整理 既存の下水道及びし尿処理の状況 まとめと照査	1 基礎調査 都市計画関連資料収集整理 污水計画関連資料収集整理 既存の下水道及びし尿処理の状況 まとめと照査	1 基本作業の確認 2 基礎調査 関連計画の資料収集・整理 下水道整備・維持管理状況の確認 まとめと照査	1 基本作業の確認 2 基礎調査 関連計画の資料収集・整理 下水道整備・維持管理状況の確認 まとめと照査	1 基本事項の打合せ 2 計画図 3 申請書 4 参考図書 5 まとめと照査
2 基本事項の検討 整備目標 計画区域の確認 計画フレームの設定 汚水量原単位 計画汚水量 汚濁負荷原単位 計画汚濁負荷量 設計基準の確認 まとめと照査	2 基本事項の検討 整備目標 計画区域の確認 計画フレームの設定 汚水量原単位 計画汚水量 汚濁負荷原単位 計画汚濁負荷量 設計基準の確認 まとめと照査	3 基本事項の検討 事業計画区域及び計画フレームの設定 計画汚水量、汚濁負荷量の算定 まとめと照査	3 基本事項の検討 事業計画区域及び計画フレームの設定 計画汚水量、汚濁負荷量の算定 まとめと照査	
3 污水ポンプ場計画 容量計算 施設計画 図面作成 まとめと照査	3 污水管きょ計画 平面図 流量計算 縦断面図 まとめと照査	4 污水ポンプ場計画 容量、水理計算 まとめと照査	4 污水管きょ計画 施設設計・点検の基本方針 区画割及び面積測定 流量計算 区画割平面図作成 幹線管きょの縦断面図作成 幹線管きょの施設平面図作成 (拡大区域) 幹線管きょの流量計算表作成 下水道計画一般図作成 まとめと照査	
4 終末処理場計画 容量計算 施設計画 図面作成 まとめと照査	4 污水ポンプ場計画 容量計算 施設計画 図面作成 まとめと照査	5 終末処理場計画 基本方針 容量、水理計算 施設計画 配置計画 各種図面作成 概算事業費の算出 まとめと照査	5 污水ポンプ場計画 容量、水理計算 まとめと照査	
5 提出図書の作成	5 提出図書の作成	6 下水処理による水質向上の見通し 放流先水質の状況 下水処理による水質向上の見通し まとめと照査	6 財政計画の策定 まとめと照査	
6 計画協議	6 計画協議	7 財政計画の策定 まとめと照査	7 主要な施設の設置及び機能維持に関する中 長期的な方針 まとめと照査	
		8 主要な施設の設置及び機能維持に関する中 長期的な方針 まとめと照査	8 提出図書の作成 事業計画書 事業計画説明書 提出図面まとめ その他参考図書まとめ まとめと照査	
		9 提出図書の作成 事業計画書 事業計画説明書 提出図面まとめ その他参考図書まとめ まとめと照査	9 設計協議	
		10 設計協議		

## 3. その他

### 3-1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

#### (1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokumin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin)

#### (2) 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・ [http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi\\_5.pdf](http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf)

※各現場での対策事例については、Twitter や Facebook 等の SNS 活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

### 3-2

上述 3-1 を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書(様式1)により監督員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書(変更業務計画書)を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

### 3-3

最終清算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類(領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等)及び実績報告書(様式2)を監督員に提出する。

### 3-4

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

### 3-5

疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

業務対象区域図  
 (業務対象区域=全体計画区域)

